

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

岩手県教育委員会規則第1号

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日とし、次条から第5条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第3条の2 第5条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(本庁の室課等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 本庁の室及び課並びに盛岡教育事務所に勤務する職員のうち管理又は監督の地位にある職員等であつて別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 午前9時から午後5時45分まで</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日とし、次条から第6条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第3条の2 第6条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>

3 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条第1項」と読み替えるものとする。

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第4条の2 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員(第5条の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。)から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2・3 [略]

4 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第4条の2第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第4条の3 [略]

2 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条の3第1項」と読み替えるものとする。

(学校等勤務職員の特例)

第5条 [略]

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第4条 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員(第6条の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。)から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2・3 [略]

4 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第4条第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第4条の2 [略]

2 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条の2第1項」と読み替えるものとする。

(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)

第5条 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある職員(第3条第4項、第3条の2、第3条の3及び第7条の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。)から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

(1) 午前7時30分から午後4時15分まで

(2) 午前8時から午後4時45分まで

(3) 午前9時から午後5時45分まで

(4) 午前9時30分から午後6時15分まで

2 前項に規定する勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。

3 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条第1項」と読み替えるものとする。

(学校等勤務職員の特例)

第6条 [略]

(非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り)	(非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り)
<u>第6条</u> [略]	<u>第7条</u> [略]
(補則)	(補則)
<u>第7条</u> [略]	<u>第8条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。